

修理費用保険 普通保険約款

< 目 次 >

|                              |
|------------------------------|
| 第1条（用語の定義）                   |
| 第2条（保険金を支払う場合）               |
| 第3条（保険金を支払わない場合－その1）         |
| 第4条（保険金を支払わない場合－その2）         |
| 第5条（費用の範囲）                   |
| 第6条（損害額の決定）                  |
| 第7条（保険金の支払額）                 |
| 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）    |
| 第9条（現物での支払）                  |
| 第10条（保険責任の始期および終期）           |
| 第11条（告知義務）                   |
| 第12条（通知義務）                   |
| 第13条（保険契約者の住所変更）             |
| 第14条（保険契約の無効）                |
| 第15条（保険契約者による保険契約の解約）        |
| 第16条（保険契約の取消し）               |
| 第17条（重大事由による解除）              |
| 第18条（保険契約の失効）                |
| 第19条（保険金額の調整）                |
| 第20条（保険料の払込み）                |
| 第21条（保険料の返還または請求）            |
| 第22条（保険契約の継続）                |
| 第23条（事故の通知）                  |
| 第24条（損害防止義務および損害防止費用）        |
| 第25条（保険証券等の省略に関する特則）         |
| 第26条（代位）                     |
| 第27条（保険金の請求）                 |
| 第28条（保険金の支払時期）               |
| 第29条（時効）                     |
| 第30条（保険金支払後の保険契約）            |
| 第31条（保険契約者の変更）               |
| 第32条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い） |
| 第33条（破産）                     |
| 第34条（訴訟の提起）                  |
| 第35条（準拠法）                    |
| 別表1                          |
| 別表2                          |

## 第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語      | 定義                                                                                                                          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| この約款    | 修理費用保険普通保険約款をいいます。                                                                                                          |
| 普通約款    |                                                                                                                             |
| 被保険者    | 保険証券等記載の被保険者をいいます。                                                                                                          |
| 弊社      | この保険契約の引受保険業者をいいます。                                                                                                         |
| 危険      | 損害の発生の可能性をいいます。                                                                                                             |
| 危険増加    | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。                                                  |
| 告知事項    | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（注1）の記載事項とすることによって弊社が告知を求めたものをいいます。（注2）<br>（注1）付属する明細書がある場合には、これらの書類を含みます。<br>（注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 支払限度額   | 別表1に掲げる支払限度額をいいます。                                                                                                          |
| 支払責任額   | 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。                                                                                   |
| 他の保険契約等 | 第2条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。                                                                           |
| 担保地域    | 保険責任の及ぶ地域をいい、保険証券に日本国と異なる国または地域が記載されている場合を除き、日本国内とします。                                                                      |
| 保険期間    | 弊社が保険責任を負う期間をいい、保険証券等記載の保険始期日（保険期間の初日）に始まり、保険証券等記載の保険終期日（保険期間の最終日）に終わります。                                                   |
| 保険金     | 損害保険金をいいます。                                                                                                                 |
| 保険金額    | 保険証券等記載の保険金額をいいます。                                                                                                          |
| 免責金額    | 損害保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。                                                                                          |
| 保険証券    | 保険契約の成立およびその内容を証明するために、弊社が作成し、郵送または電磁的方法で保険契約者に交付する書面をいいます。                                                                 |
| 継続証     | 保険契約を継続した際に、新たに保険証券を発行しないで、保険証券に代わるものとして、弊社が作成し、郵送または電磁的方法で保険契約者に交付する書面をいいます。                                               |
| 保険証券等   | 保険証券および継続証をいいます。                                                                                                            |
| 契約対象物   | 保険証券等記載の契約対象物をいいます。                                                                                                         |
| 保険価額    | 保険契約者と弊社が約定した保険証券等記載の保険価額とします。ただし、保険証券等記載の保険価額が、損害の生じた地および時における契約対象物の価額を著しく超える場合は、損害の生じた地および時におけ                            |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | る契約対象物の価額をもって保険価額とします。 |
| <p>第2条（保険金を支払う場合）</p> <p>弊社は、偶然な事由によって契約対象物が使用不能（契約対象物を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |
| <p>第3条（保険金を支払わない場合－その1）</p> <p>弊社は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>（1）保険契約者または被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失。</p> <p>（2）被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。</p> <p>（3）被保険者の同居の親族の故意または契約対象物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りします。</p> <p>（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>（注2）被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> |                        |
| <p>第4条（保険金を支払わない場合－その2）</p> <p>弊社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>（1）第2条（保険金を支払う場合）の偶然な事由が保険期間外に発生した場合。</p> <p>（2）地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。</p> <p>（3）火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。</p> <p>（4）公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。</p> <p>（5）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）に起因する損害の場合。</p> <p>（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p>                                                       |                        |
| <p>第5条（費用の範囲）</p> <p>この約款における費用は、契約対象物が使用不能となった地において、契約対象物を使用できる状態に復旧するために必要な修理費用、または契約対象物を使用できる状態に復旧することができない場合（契約対象物が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。）の再購入費用をいい、交通費等付随して生じる費用を含みません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |
| <p>第6条（損害額の決定）</p> <p>1 損害額は、契約対象物を使用できる状態に復旧する場合は、修理費用（修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額を控除したものとします。）とし、契約対象物を使用できる状態に復旧することができない場合は、契約対象物の保険価額とします。</p> <p>2 前項の規定による損害の額は、保険価額を限度とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7条（保険金の支払額）</p> <p>弊社は、保険金額を限度として、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。</p> <p>第6条（損害額の決定）の規定による損害の額</p> <p>－ 保険証券等記載の免責金額 ＝ 損害保険金の額</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）</p> <p>1 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、支払限度額を超えるときは、弊社は、次に定める額を保険金として支払います。</p> <p>（1）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合。</p> <p>この保険契約の支払責任額。</p> <p>（2）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合。</p> <p>支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> <p>2 第1項の場合において、他の保険契約等に再調達価額（注）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして第1項の規定に基づいて算出した額を支払います。</p> <p>（注）契約対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。</p> |
| <p>第9条（現物での支払）</p> <p>弊社は、損害の全部または一部について復元もしくは修繕または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>第10条（保険責任の始期および終期）</p> <p>1 弊社の保険責任は、保険始期日の0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。</p> <p>2 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。</p> <p>3 第1項の保険始期日は、保険契約申込書に記載された保険始期予定日と保険料払込日のいずれか遅いほうの日とし、第1項の保険終期日は、保険証券等記載の保険終期日とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第11条（告知義務）</p> <p>1 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、弊社に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 弊社は、保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。</p> <p>（1）第2項の事実がなくなった場合。</p> <p>（2）弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。（注）</p> <p>（3）保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発</p>                                                                                                                        |

生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

(注) 弊社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることが勧めた場合を含みます。

4 第2項の規定による解除が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、弊社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第6項の規定とはかかわりありません。

5 第4項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

6 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第12条（通知義務）

1 保険契約締結の後、次に該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を弊社所定の書面（以下「承認請求書」といいます。）にて弊社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、承認を請求する必要はありません。

(1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に弊社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。

2 弊社は、保険契約者または被保険者が第1項の事実が発生しているにもかかわらず、第1項の手続きを怠った場合には、第1項の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から弊社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、保険契約者が第1項の手続きを行ったとしても、弊社が承認していたと認められる場合は、保険金をお支払いします。

3 第1項の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同項の通知をしなかったとき、または、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

4 第3項の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じたときから、解除がなされたときまでに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、弊社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第7項の規定とはかかわりありません。

5 第4項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>を支払う場合)の事故による損害については適用しません。</p> <p>6 第3項の規定は、弊社が、同項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または危険増加が生じたときから5年を経過した場合には適用しません。</p> <p>7 第3項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第13条 (保険契約者の住所変更)</p> <p>保険契約者が保険証券等記載の住所(保険契約者が法人である場合は本店所在地)を変更したときは、保険契約者は、遅滞なくその旨を弊社に通知しなければなりません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第14条 (保険契約の無効)</p> <p>次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。</p> <p>(1) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。</p> <p>(2) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>第15条 (保険契約者による保険契約の解約)</p> <p>1 保険契約者は、郵送または電磁的方法により、弊社所定の書面にて弊社に通知することにより、この保険契約を解約することができます。</p> <p>2 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>第16条 (保険契約の取消し)</p> <p>保険契約者または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第17条 (重大事由による解除)</p> <p>1 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。</p> <p>(2) 被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。</p> <p>(3) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。</p> <p>(4) 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>①反社会的勢力(注)に該当すると認められること。</p> <p>②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。</p> <p>③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。</p> <p>④法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。</p> <p>⑤その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前4号の事由がある場合</p> |

と同程度に弊社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2 弊社は、被保険者が第1項(4)①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

3 第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した後に、第1項または第2項の規定による解除がなされた場合であっても、第1項各号の事由または第2項の解除の原因となる事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、弊社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。

4 保険契約者または被保険者が第1項(4)①から⑤までのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項(4)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

5 第1項または第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第18条(保険契約の失効)

1 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効します。

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金の支払額が、1回の事故につき保険金額(注)となった場合。

(注) 保険金額が保険価額以上の場合は、保険価額とします。

(2) 契約対象物の全部が滅失した場合。ただし、(1)の場合を除きます。

(3) 契約対象物の全部が譲渡された場合。

2 おのおの別に保険金額を定めた契約対象物が2つ以上ある場合には、それぞれについて第1項(1)から(3)の規定を適用します。

#### 第19条(保険金額の調整)

保険契約締結の後、契約対象物の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、弊社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の契約対象物の価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第20条(保険料の払込み)

1 保険契約者は、保険料を保険始期日までに払い込まなければなりません。

2 弊社は、保険契約者がコンビニエンスストア、銀行または団体へ払込みを行った日に、当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、団体への払込みは、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。

(1) 団体が、弊社と保険料団体集金契約(以下「集金契約」といいます。)を締結し、集金契約に基づき保険料の集金ができる団体であること。

(2) 保険契約者が、集金契約を締結した団体の所属員であること。所属員とは、団体に所属または団体を構成する社員、職員、組合員、会員等をいい、団体の代表者を含みます。

3 第2項にかかわらず、弊社は、保険契約者（注）がインターネットで保険申込みを行う際に、保険契約者（注）からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）を保険料払込日とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。

（1）会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合。

（2）弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者（注）が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。

4 第3項の承認がなされる場合において、保険契約者（注）がインターネットの保険申込画面にクレジットカード情報を入力した場合は、速やかに弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。弊社が第3項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、インターネットの保険申込画面または電子メールにより保険契約者（注）に対しその旨を通知します。

（注）個人の保険契約者に限ります。

5 保険料払込日と保険期間の初日が同一日の場合において、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、弊社は保険金を支払いません。

6 弊社は、保険契約者が、保険料を保険始期日までに払わなかったときは、保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第21条（保険料の返還または請求）

1 弊社は、第11条（告知義務）第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

2 弊社は、第11条（告知義務）第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

3 弊社は、第12条（通知義務）第3項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

4 弊社は、第12条（通知義務）第3項の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

5 弊社は、保険契約者が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合（弊社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、弊社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については、弊社は保険金をお支払いします。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求しません。



6 弊社は、第14条（保険契約の無効）第1項（1）の場合は保険料を返還しません。ただし、弊社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。

7 弊社は、第14条（保険契約の無効）第1項（2）の場合は、保険料を返還しません。

8 弊社は、第15条（保険契約者による保険契約の解約）第1項の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

9 第16条（保険契約の取消し）の規定により、弊社がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は保険料を返還しません。

10 第17条（重大事由による解除）第1項（1）の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。保険契約者と被保険者が同じときは、第17条（重大事由による解除）第1項（1）の規定を優先し、保険料を返還しません。

11 第17条（重大事由による解除）第1項（2）から（5）または第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

12 第18条（保険契約の失効）第1項（1）の場合は、弊社は保険料を返還しません。

13 弊社は、第18条（保険契約の失効）第1項（2）または（3）の場合は、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

14 第19条（保険金額の調整）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、弊社は、既に払い込まれた保険料のうち、減額する保険金額に相当する保険料から、当該保険料につき、既経過期間に対し別表2に掲げる率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

15 第5項の規定により、弊社が保険契約を解除した場合は、別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

#### 第22条（保険契約の継続）

1 弊社は、保険契約満期日の60日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「継続案内書」といいます。）を郵送または電磁的方法で保険契約者に交付します。

2 第1項の継続案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の30日前までに、郵送または電磁的方法で弊社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第11条（告知義務）の規定を適用します。

3 弊社は、第1項の規定により継続案内書を送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を継続します（以下「継続契約」といいます。）。以後、継続契約が満了する都度同様とします。

4 弊社は、保険契約を継続した場合には、継続証を保険契約者に交付します。

5 継続契約に適用する保険料は、各継続契約の初日における弊社の保険料の算出方法により計算します。

6 継続契約に適用する普通保険約款、特約条項および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。

第23条（事故の通知）

1 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事項を履行しなければなりません。

（1）損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を弊社に遅滞なく通知すること。

（2）盗難または紛失の場合は、直ちに所轄警察署に届出ること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく第1項の規定に違反した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条（損害防止義務および損害防止費用）

1 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2 弊社は、第1項の措置のために必要な費用は負担しません。

3 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく第1項に規定する義務を履行しなかった場合は、弊社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条（保険金を支払う場合）の損害の額

－損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額＝損害の額

第25条（保険証券等の省略に関する特則）

1 弊社は、保険契約者から保険証券等の省略の合意が得られた場合には、紙の保険証券等を発行しません。ただし、保険契約者から紙の保険証券等の発行の申し出があった場合は、速やかに発行するものとします。

2 第1項に該当する契約については、電磁的方法により保険契約内容を閲覧できるようにします。

3 第2項の電磁的方法により提供された保険契約内容を、保険証券等の記載事項とみなし、普通保険約款を適用します。

4 第2項の閲覧可能期間は、保険期間および保険終期日後3年間とします。ただし、解約、解除、失効、無効の場合は、保険終期日を各発生日と読み替えます。

第26条（代位）

1 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1）弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合。

被保険者が取得した債権の全額。

（2）（1）以外の場合。

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額。

2 第1項（2）の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 保険契約者および被保険者は、弊社が取得する第1項または第2項の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

せん。この場合において、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。

#### 第27条（保険金の請求）

1 弊社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを、弊社に提出しなければなりません。

（1）保険金請求書。

（2）損害見積書。

（3）所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類。

（4）その他弊社が第28条（保険金の支払時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠。

3 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の（1）から（3）までに該当する者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

（1）被保険者と同居または生計を共にする配偶者。（注）

（2）（1）に規定する者がいない場合または（1）に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居する3親等内の親族。

（3）（1）および（2）に規定する者がいない場合または（1）および（2）に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、（1）以外の配偶者（注）または（2）以外の3親等内の親族。

（注）法律上の配偶者に限ります。

4 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。

5 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第28条（保険金の支払時期）

1 弊社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

（1）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。

（2）保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。

（3）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損

害との関係。

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無。

(5) (1) から (4) までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。

(注1) 被保険者が第27条（保険金の請求）第2項および第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

2 第1項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第1項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 第1項(1) から(4) までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会。（注3） 180日

(2) 第1項(1) から(4) までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会。 90日

(3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項(1) から(5) までの事項の確認のための調査。 60日

(4) 第1項(1) から(5) までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査。 180日

(注1) 被保険者が第27条（保険金の請求）第2項および第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3 第1項および第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4 弊社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から弊社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

#### 第29条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第30条（保険金支払後の保険契約）

1 弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額されません。ただし、第18条（保険契約の失効）第1項(1)の規定を適用する場合を除きます。

2 おのおの別に保険金額を定めた契約対象物が2つ以上ある場合には、それぞれについ

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| て、第 1 項を適用します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                     |
| 第 3 1 条（保険契約者の変更）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                     |
| <p>1 保険契約締結の後、保険契約者は、弊社の承認を得て、この約款および適用される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。</p> <p>2 第 1 項の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を弊社に申し出て、承認を請求しなければなりません。</p> <p>3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの約款および適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。</p>                                                                                                                               |                                                                                     |
| 第 3 2 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |
| <p>1 この保険契約について、保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、弊社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。</p> <p>2 第 1 項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の 1 名に対して行う弊社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。</p> <p>3 保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。</p> <p>4 保険契約者は、保険期間の途中で、被保険者を追加または削減することができます。</p> |                                                                                     |
| 第 3 3 条（破産）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                     |
| <p>1 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は保険契約を解除することができます。</p> <p>2 保険契約者が第 1 項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から 3 ヶ月を経過した日に失効します。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                     |
| 第 3 4 条（訴訟の提起）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                     |
| この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                     |
| 第 3 5 条（準拠法）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                     |
| この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                     |
| 別表 1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                     |
| 保険金の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 支払限度額                                                                               |
| 第 2 条（保険金を支払う場合）の損害保険金。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>損害の額。（注）</p> <p>（注）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p> |

別表 2

&lt; 保険期間が 2 年の場合 &gt;

|     |                                                                                                            |       |  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 算式  | 返還する保険料＝保険料×既経過月数に対する返戻率<br>既経過月数とは、保険期間の初日から解約日までの既経過月数とします。<br>なお、1 ヶ月に満たない場合は、切り上げて 1 ヶ月とし、既経過月数に加算します。 |       |  |
| 返戻率 | 既経過月数                                                                                                      | 返戻率   |  |
|     | 1                                                                                                          | 8 5 % |  |
|     | 2                                                                                                          | 8 1 % |  |
|     | 3                                                                                                          | 7 8 % |  |
|     | 4                                                                                                          | 7 4 % |  |
|     | 5                                                                                                          | 7 0 % |  |
|     | 6                                                                                                          | 6 7 % |  |
|     | 7                                                                                                          | 6 3 % |  |
|     | 8                                                                                                          | 5 9 % |  |
|     | 9                                                                                                          | 5 6 % |  |
|     | 1 0                                                                                                        | 5 2 % |  |
|     | 1 1                                                                                                        | 4 8 % |  |
|     | 1 2                                                                                                        | 4 4 % |  |
|     | 1 3                                                                                                        | 4 1 % |  |
|     | 1 4                                                                                                        | 3 7 % |  |
|     | 1 5                                                                                                        | 3 3 % |  |
|     | 1 6                                                                                                        | 3 0 % |  |
|     | 1 7                                                                                                        | 2 6 % |  |
|     | 1 8                                                                                                        | 2 2 % |  |
|     | 1 9                                                                                                        | 1 9 % |  |
|     | 2 0                                                                                                        | 1 5 % |  |
|     | 2 1                                                                                                        | 1 1 % |  |
|     | 2 2                                                                                                        | 7 %   |  |
|     | 2 3                                                                                                        | 4 %   |  |
|     | 2 4                                                                                                        | 0 %   |  |

&lt; 保険期間が 1 年の場合 &gt;

|     |                                                                                                            |       |  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 算式  | 返還する保険料＝保険料×既経過月数に対する返戻率<br>既経過月数とは、保険期間の初日から解約日までの既経過月数とします。<br>なお、1 ヶ月に満たない場合は、切り上げて 1 ヶ月とし、既経過月数に加算します。 |       |  |
| 返戻率 | 既経過月数                                                                                                      | 返戻率   |  |
|     | 1                                                                                                          | 7 3 % |  |
|     | 2                                                                                                          | 6 7 % |  |

|  |     |       |  |
|--|-----|-------|--|
|  | 3   | 6 0 % |  |
|  | 4   | 5 3 % |  |
|  | 5   | 4 7 % |  |
|  | 6   | 4 0 % |  |
|  | 7   | 3 3 % |  |
|  | 8   | 2 7 % |  |
|  | 9   | 2 0 % |  |
|  | 1 0 | 1 3 % |  |
|  | 1 1 | 7 %   |  |
|  | 1 2 | 0 %   |  |
|  |     |       |  |